

被害状況報告書

西暦 年 月 日

学部・研究科		学部生・修士・博士前期・博士・博士後期・専門職	
学籍番号		申請者氏名	

【申請条件等】

- 学部生のうち、高等教育の修学支援新制度（以下、新制度）の対象外の者（3浪以上の者・学士編入者・留学生）であること。（新制度の対象者で、新制度の審査が不許可となる者は含まない。）
- 家屋損壊（自宅に床上浸水若しくは半壊以上の被害）の場合は、罹災証明書の提出が必要。（自宅とは、賃貸を除く、生活の本拠として日常的に使用している国内の住居であること。専ら、事業等を営むための生活の実態がない建物等は含まない。）
- 事由発生後の世帯の所得が、神戸大学授業料免除の免除基準の範囲内となっていること。
- 激甚災害の発生時等は、災害の規模や範囲等によって、異なる対応となることがあります。

被害状況を下記のとおり報告します。

記

1. 被害の種類（該当するものに○）

- ・地震・風水害 災害名 _____
- ・激甚災害として認められた災害 災害名 _____

※激甚災害として認められた災害については、内閣府の「過去5年の激甚災害の指定状況一覧」

(<http://www.bousai.go.jp/taisaku/gekijinhukko/list.html>)を確認のうえ、災害名を記入してください。

2. 被害の日時 西暦 年 月 日 時 分頃

3. 被害場所 _____

4. 被害のために現住所に居住できない場合は、臨時住所を記入してください。

本人・家族（_____）の臨時住所（_____）

5. 被害の内容（死亡診断書や罹災証明書等、証明できるものを添付してください）

ア 家族の死亡・負傷の状況 死亡者名（_____）続柄（_____）

負傷者名（_____）続柄（_____）

イ 家屋損壊の程度（該当するものに○：申請条件を満たさない場合は対象外となります）

※ 持家・借家

※ 全壊・半壊・一部損壊・一部破損・床上浸水・床下浸水・その他（_____）

6. 被害状況等（別紙ア に詳しく記入してください。領収書等証明できるものを添付してください）

・日常生活を営むために最低限度必要な衣料や家財の購入又は修理等をして支出増となった金額

金額（_____円） ←別紙アの2.の表のうち、小計（A）の金額を記入

・保険金・損害賠償金等の補填を受けた金額

金額（_____円） ←別紙アの2.の表のうち、小計（B）の金額を記入

【被害状況等】

学籍番号 _____

氏名 _____

1. 事情 (被害状況や現在の状況等を詳しく記入してください。)

2. 【日常生活を営むために最低限度必要な衣料や家財の購入 又は 修理等の金額】および、【保険金・損害賠償金等で補填を受けた金額】について、領収書および保険金等受領通知書等に沿って記入してください。

※領収書等証明できるものを、下記に記入の項目と一致するよう順序を揃えて添付して下さい。コピーはA4用紙片面コピー（両面コピーは不可）とし、複数の領収書を1つの用紙にまとめてコピーすることなく、項目に対応する領収書ごとに分けて確認しやすいものとして下さい。

No.	領収書等日付	項目	金額	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
小計(A)				日常生活を営むために最低限度必要な衣料や家財の購入 又は 修理等の金額
1				
2				
小計(B)				保険金・損害賠償金等で補填を受けた金額
		小計(A) - 小計(B) = 【合計】		円

記入例 ※記入欄が足りない場合は適宜増やしてください。

No.	領収書等日付	項目	金額	備考
1	〇〇年〇月〇日	車両(軽トラック)	2,000,000	災害で自営業で収入を得る為に必要な軽トラックが廃車となり買換
2	〇〇年〇月〇日	給湯器	300,000	災害で故障につき買い換えを要した
3	〇〇年〇月〇日	リフォーム工事関係	658,500	浸水被害のため修理・リフォームを要した
4	〇〇年〇月〇日	ヤマダ電機	75,550	日用品等
5	〇〇年〇月〇日	ニトリ	65,950	日用品等
小計(A)			3,100,000	日常生活を営むために最低限度必要な衣料や家財の購入 又は 修理等の金額
1	〇〇年〇月〇日	車両保険	1,000,000	保険金として給付を受けた金額(領収書等日付欄は保険金支払日)
2	〇〇年〇月〇日	JA住宅災害共済金	1,500,000	保険金として給付を受けた金額(領収書等日付欄は保険金支払日)
小計(B)			2,500,000	保険金・損害賠償金等で補填を受けた金額
		小計(A) - 小計(B) = 【合計】	600,000	円 ●小計(A)から(B)を差し引きしたものが実際の損害控除額